平成２１年（フ）第３４６５号
北海道江別市上江別419番地の18　サーム高砂弐番舘713号室
債務者　沢田　一平
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４７０号
札幌市中央区南２条西13丁目319番地13　パシフィック南２条202号
債務者　西田　啓介
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４９５号
札幌市西区山の手４条11丁目３番２号
債務者　末廣悠紀榮
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５０８号
札幌市清田区平岡４条１丁目10番８号　虹のまちかど２号
債務者　若林　龍義
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５１２号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目２番24―204号
債務者　岩田　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５３８号
北海道千歳市富士２丁目４番12号
債務者　南谷　　久
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５５０号
札幌市白石区平和通４丁目南３番15―308号
債務者　上野　正之
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５６４号
札幌市手稲区手稲本町３条１丁目３番25―205号
債務者　風間　英紀
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５９９号
北海道恵庭市島松旭町１丁目12番６号
債務者　藤根　千津
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６１９号
札幌市豊平区平岸８条12丁目３番51号　メゾンＮ１―103号
債務者　松山なおみ
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６２２号
北海道石狩郡当別町太美南965番地118
債務者　金子　正美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６２９号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番11号　リバーストリーＣ―203
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６６０号
札幌市東区北31条東12丁目２番５号　ＪＮＯ31―104号
債務者　工藤由美子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４６号
北海道伊達市錦町129番地27
債務者　八島　壽美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
北海道室蘭市日の出町１丁目７―１　フローラＡ棟201号、住民票上の住所北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目２番13号　コーポアミリ２Ｅ
債務者　大谷　智広
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
北海道室蘭市寿町１丁目17番４号
債務者　圓山智恵子（旧姓川瀬）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
北海道伊達市長和町439番地
債務者　小島フヂ子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
北海道登別市登別本町２丁目２番地７
債務者　佐藤　典子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係